

平成27年10月1日より、ナンバープレートの再交付引換期間が一部を除き短縮となりました！

事故等によりナンバープレートの再交付（同一番号の再製作）を受ける場合、申請から引換可能日までの日数が1日間短縮されることになりましたので、お知らせいたします。

なお、詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1. 対象となるナンバープレート

ペイント式ナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標）が対象となります。

2. 新旧との比較

旧（変更前）

6業務日…申請日を含めて6日目（土・日・休日を含まない。）以降が引換可能日となります。

例1（週始めの場合）

10月19日（月）申請 → 10月26日（月）引換可能

例2（週半ばの場合）

10月20日（火）申請 → 10月27日（火）引換可能

新（変更後）

5業務日…申請日を含めて5日目（土・日・休日を含まない。）以降が引換可能日となります。

例1（週始めの場合）

10月19日（月）申請 → 10月23日（金）引換可能

月曜日の申請であって、その週に休日がない場合は、その週の金曜日に引換ができます。

例2（週半ばの場合）

10月20日（火）申請 → 10月26日（月）引換可能

3. 短縮開始日

平成27年10月1日（木）の申請分から開始しました。